

平成26年度予算見積調書

課室名：水環境課
 担当名：水環境担当
 内線：3081

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業
B41	水質監視事業費			一般会計	総務費	環境費	公害対策費	ふるさと川再生戦略推進費
事業期間	昭和46年度～	根拠法令	水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、環境基本法			戦略項目	10	みどりと川の再生
					分野施策	040103	川の再生	
1 事業概要 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定により、県内の主要な河川、湖沼及び地下水の水質の汚染状況を監視し、河川等の環境保全を図る。 (1) 水質測定計画策定費 269千円 (2) 水質測定結果作成費 1,039千円 (3) 公共用水域水質等測定費 52,161千円 (4) 地下水質分析費 7,875千円 (5) 湖沼水質調査費 1,516千円 (6) 健康項目等追跡調査費 718千円 (7) ダイオキシン類(DXN)類常時監視事業費 3,197千円 (8) DXN類追跡調査費 328千円 (9) DXN類汚染対策調査費 4,741千円 (10) 水質環境基準類型指定見直し事業 268千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 水質測定計画策定費 水質汚濁防止法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画、ダイオキシン類の常時監視の計画を策定する。 269千円 イ 水質測定結果作成費 水質汚濁防止法第17条及びダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定結果、ダイオキシン類の測定結果を公表する。 1,039千円 ウ 公共用水域水質等測定費 水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質の常時監視を行う。 52,161千円 エ 地下水質分析費 水質汚濁防止法第15条に基づき、地下水の水質の常時監視を行う。 7,875千円 オ 湖沼水質調査費 県内の主要な9湖沼の水質の汚濁状況を調査する。 1,516千円 カ 健康項目等追跡調査費 ウの調査において、環境基準を超過する地点があった際に、速やかに原因究明のための追跡調査を行う。 718千円 キ ダイオキシン類(DXN)類常時監視事業費 ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、ダイオキシン類の常時監視を行う。 3,197千円 ク DXN類追跡調査費 キの調査において、環境基準を調査する地点があった際に、速やかに原因究明のための追跡調査を行う。 328千円 ケ DXN類汚染対策調査費 ダイオキシン類による環境基準超過が確認されている古綾瀬川に新たな汚染の流入や汚染の拡散が起きていないか確認するためにモニタリングを実施する。 4,741千円 コ 水質環境基準類型指定見直し事業 県内下線の水質環境基準にかかる水質類型指定の見直しのための会議を行う。 268千円 (2) 事業計画 公共用水域及び地下水、ダイオキシン類の常時監視： 策定した水質測定計画に基づいて、水質測定を実施する。結果は、ホームページ及び冊子にて公表する。 (3) 事業効果 ・公共用水域及び地下水の常時監視：測定結果は、産業系・生活系排水対策、水域類型指定見直し、事業者指導の基礎資料となるほか、環境アセスメント、水利用、地域活動団体等の基礎情報となる。 ・ダイオキシン類の常時監視：環境中にあるダイオキシン類の濃度を把握し、超過地点ではその対策を講じることで、県民の安全・安心を確保することができる。 (4) その他 平成25年度3月27日付環境省告示により、環境基準生活環境項目に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が、要監視項目に「4-t-オクチルフェノール」「アニリン」「2,4-ジクロロフェノール」が追加された。				
2 事業主体及び負担区分 県(10/10)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(包括算定経費)(区分)企画費 (細目)環境保全対策費(細節)環境保全対策費 (積算内容)環境の監視調査・測定・分析、公害の規制等								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 平成26年度：9,500千円×6.6人=62,700千円 (本庁3.8人) 平成25年度：9,500千円×6.6人=62,700千円								
財 源 内 訳								
予算額		諸収入	県債				一般財源	前年との対比
決定額	72,112	22					72,110	13,828
前年額	58,284	22	1,000				57,282	